九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

記念館本『薗太暦』追考 ： 芭蕉写本としての可能性

川平, 敏文
日本学術振興会特別研究員

https://doi.org/10.15017/9390

出版情報：語文研究. 86/87, pp.177-192, 1999-06-04. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

記念館本『薗太暦』追考

――芭蕉書写本としての可能性――

川平敏文

一　叙言

隠者兼好は、伊賀国の在所でひっそりと死去した――。そのような内容が記された奇っ怪な記録が、江戸時代から明治にかけて広く出回り、見識ある一部の考証家を除いて概ね信じられていたのであるが、この記録の出処を辿って行くと、どうやらそれは江戸時代始め頃の伊賀国が発信源であったらしく、当地に室町期より伝わっていたと思しき兼好についての伝説を、何者かが実しやかな記録として明文化したものであろう事が分かってきた。今、この虚偽の記録を『園太暦』偽文と呼ぶが、その所以は、この偽文が兼好と同時代に生きた洞院公賢の実在の日記、『園太暦』にその出典や体裁を仮託されたものであるからである。

この偽文は、寛文・延宝頃、伊賀国種生の地に兼好の墳墓が発見されたこと（尤もその真相は、「発見」というより「付会」であろう）によって広く世に知られる事になるが、ちょうどその頃、俳諧師としての立机を志して伊賀上野を発ち江戸へ下った芭蕉もまた、この郷土の文学的話題に興味を抱かぬ筈はなく、貞享四年暮れから翌年春にかけての帰郷の際にはこの兼好塚を訪れ、同年秋の『更科紀行』の旅では、一連の伝説中の兼好の面影を追いかける――。以上のような事柄を、以前に筆者は「近世兼好伝遡源――『園太暦』偽文の成立――」（『文学』九―一・一九九八年一月）、及び「兼好伝と芭蕉」（『近世文芸』六五・一九九七年一月）なる拙稿に纏めた事がある。

このうち後者、芭蕉と『園太暦』偽文との関係について考えた際、筆者は島内裕子氏から、三重県上野市芭蕉翁記念館に伝芭蕉写『薗太暦』なる一本が所蔵されている旨の御教示を受け、それを拙稿の中でも一部紹介したのであるが、その

時は、この書の内容や伝来についての詳しい考察は行っていなかった。ところがその後、上野洋三氏によって、そこに書かれている筆蹟が芭蕉の筆蹟と考えて少しも矛盾しないものであること、また芭蕉の真蹟資料として新たに加えるべきものであるとの意見が、読売新聞や氏の著述『自筆本「奥の細道」の謎』（二見書房、一九九七年七月）等に発表されたので、それを受けて筆者は改めて、該書についての見解を『連歌俳諧研究』九三号（一九九七年八月）に「芭蕉翁記念館蔵『薗太暦』のこと」と題して纏めたのであった。が、そこでは影印・翻字による資料紹介が中心となった為、紙幅の都合上、考察部分を大幅に削除・要約する事となった。そこで今回、旧稿に若干の手を加えて、先の資料紹介の折には十分に語り尽くせなかった事柄を此処に示させて戴く事にしたのである。

それでは以下本題に入るが、その前に本稿の基本姿勢を確認しておきたいと思う。先述の上野氏の発表によって、記念館本はその筆蹟の方面から、芭蕉自写本である可能性が呈示されたわけであるが、本稿は一先ずそれを脇に置いた所で、今一度、芭蕉が記念館本の如き内容の一書を書写・所持していた可能性があったか否かを、彼を取り巻く周辺の諸事情から再検討することを目的とする。言い換えれば、記念館本がその筆蹟以外に、芭蕉自写本としての条件をどれだけ備えているのかを検証すること、それが本稿の目論見である。

二　記念館本と『徒然草拾遺抄』

記念館本『薗太暦』（以下、記念館本と略称）は、墨付八丁という極く薄手の書物で、書型は『奥の細道』と同じく枡型本、料紙は楮紙、装幀は袋綴じである。現在は全丁に裏打ちが施され、表紙も新たに取り付けられているが、現在の綴じ穴の傍らに残る元の綴じ穴の位置から想像するに、改装前は紙縒綴じの簡易な装幀であった事が推測される。また本書には、近世中期京都の古筆鑑定家、神田道伴が認めた「寛延元年季冬中旬」の年記ある芭蕉真筆極め書が付せられていて、その宛名には「栗原宗七様」とあるので、この書の寛延頃の持主が栗原宗七なる人物であった事が分かる。栗原氏以後、本書が如何なる人の手に渡って来たのかは不明であるが、近代には伊賀上野の素封家、曽我忠兵衛氏の架蔵する所となり、昭和三十四年、芭蕉翁記念館設立の際、上野市がこれを購求して今日に至るという（芭蕉翁記念館・山本茂貴館長談）。

さて、本書はその内題を以て「薗太暦」という名称で呼ばれているが、しかしその構成は以下に示す様に、Ⅰ『園太暦』偽文、Ⅱ『吉野拾遺』抜書、Ⅲ『寂莫草抄』抜書という、本来成立の異なる、三つの偽書・偽文類を一本に纏めたものである。そしてそれらは内容から、更に細かくa～jの段落に

分類できる（アルファベットは、前掲『連歌俳諧研究』九三号所収拙稿の【翻字篇】の記号に対応するので、併せ参照されたい）。

Ⅰ『園太暦』偽文	a「觀應元年二月三日……」 b「七日……」 c「吉田社司……」 d「十八日……」 e「廿一日……」 f「廿五日……」 g「廿七日……」
Ⅱ『吉野拾遺』	h「吉野拾遺……」
Ⅲ『寂莫草抄』	i「中〳〵身ふるいし……」 j「右之一巻者…」

以下にそれぞれの内容を紹介しつつ、記念館本の書写年次がどの時期迄遡り得るかを考えてみる事とする。

先ずⅠの『園太暦』偽文は、既に本稿冒頭で触れたように、兼好同時代の人、洞院公賢の日記『園太暦』にその典拠及び体裁を仮託し、兼好の行状を日録風に書き綴ったもの。記念館本に記されている内容は、兼好が伊賀国田井庄（たいのしょう）なる在所に隠棲し、当地で伊賀権守橘成忠の娘と恋愛した事、それが成忠に露顕して、十数年ものあいだ諸国を流遇せねばならなかった事、後に赦されて再びこの地に戻り、そこで余生を全うした事、その草庵の跡には、自筆の老子経や頓阿の書いた源氏物語幻の巻が遺されていた事等々で、固より伝説の域を出ないものであるが、同じ伝説でも、『西行物語』のような長編の「物語」ではなく、「日記」という、その気になれば幾らでも短編の話を書き加える事が可能なその形態ゆえか、この偽文は時代が降るに従って次々と巷間の兼好伝説を吸収して行き、寛文・延宝頃迄は僅かに一箇条の話であったものが、享保頃になると全二十五箇条程度にまで膨れ上がる。その点は所謂実録モノの成長と似た所があるが、『園太暦』偽文の場合、流石に享保頃になると、それを板本として翻刻したものが巷間に流布するようにもなって、漸くその成長は止まる事となる。

それでは、記念館本a～gに写されている七箇条の形態の『園太暦』偽文は、その成立史の何時の段階のものであるかという事が問題になるが、黒川道祐編『日次紀事』（貞享二年刊）には、明らかにこの形態の『園太暦』偽文を参照した形跡があり、またそれを完全な形で掲載しているものとしては、所見の範囲では、貞享三年初夏の奥書を持つ黒川由純の徒然草注釈書、『徒然草拾遺抄』（写本、六巻六冊。以下『拾遺抄』と略称）巻頭、「作者」の項に掲載されるものが最も早いから、それは概ね、貞享頃から見られる形態と言って差し

支えないであろう。所でこの『拾遺抄』の存在は、後述のように記念館本の内容を考える上で重要であるので、ここでやや詳しく触れておく事としよう。

『拾遺抄』の著者、黒川由純は連歌師。但しその伝は余り審らかでない。本書の奥書に拠れば、彼は洛北白雲村に居住していた事が分かるから、同じく白雲村に住し、同時代に活躍した儒学者、黒川道祐との関係も考えて然るべきであろうが、和田英松「黒川道祐」(『芸備の学者』)や中村幸彦「黒川道祐伝補遺」(『著述集』第一一巻)によって丹念に調べ上げられた道祐の親族らと照合しても、引っ懸かる所は無い。黒川由純は、『連歌総目録』(明治書院、一九九七年)を閲するに、寛文元年から元禄三年迄、数多くの連歌を巻いた形跡があり、また肥前鹿島藩主鍋島直條の遺稿『楓園家塵』巻一八○には、その辞世歌・句、及び昌陸・紹山による由純追善歌・句が載る。更に『楓園家塵』記載分で言えば、元禄元年霜月昌程追善(巻五)、元禄八年六月二十一日昌程七回忌追悼(巻一一、巻一三)、同九年四月六日永原左京興行(巻八)、同十三年十月昌程十三回忌(巻九)、同十二年月照院追善連歌(巻一七七)、同十四年宗祇二百回忌追善連歌(巻一三三、巻一七九)、同十四年二月九日瓜生六右衛門興行(巻一〇)、同十四年五月十日服部是有興行(同)、同年九月七日吉野屋六右衛門興行(同)、同年十月十九日〜二十一日元祖百五十回忌千句(同)等に一座する「由純」も、姓は無記入ながら恐らくはこの黒川氏で、少なくとも元禄末年頃迄は活躍していたようである。

次に、『拾遺抄』の所見本は、宮内庁書陵部本・筑波大学本・名古屋大学岡谷文庫本の三本である。このうち書陵部本は由純自筆稿本と思しきもので、墨や朱での削除の指示や書入れの跡が夥しく、付箋も多く貼付されている。これらの増訂は、奥書にいう貞享三年初夏迄に脱稿したものに、後に由純自身が加えたものと推測されるのであるが、以下に対照してみるような記念館本との類似箇所は、その増訂が加わる前の本文、謂わば下地の本文として書かれているものであるから、それらが貞享三年初夏までに成立していたことは確実である。本稿では特に断らぬ限り、『拾遺抄』と言えばこの書陵部本を指す事とするが、筑波大本と岡谷文庫本も後に参考として掲出する事になるので、此処に纏めて一言しておく事にする。

筑波大学本は、篠田厚敬(鳥閭)なる人物が由純に頼んでその稿本を譲り受け、筆写・増補したというもので、元禄七年の奥書がある。厚敬は、物語風の兼好伝記、『種生伝』(正徳二年刊)の作者。松永貞徳門人にして力斎とも号し(元禄十六年写『歌林樸樕』奥書)、寄蟲亭なる亭号があった事(金刀比羅図書館本『兼好法師略伝』奥書)まではつきとめたが、それ以上は審らかではない。

岡谷文庫本は、筑波大本に見えた元禄七年の奥書の後に、

「兼好上人正當三百五十年忌」と題する厚敬の文章が附せられており、そこには元禄十四年の年記が見出せるから、筑波大本よりも更に新しい段階のものであった事が分かる（因みに名古屋の天野信景が『塩尻』巻四十で『拾遺抄』の事を話題にし、且つ兼好の三百五十年忌に触れているのは、この岡谷文庫本の如き一本に拠ったのである）。

それでは、記念館本のI『園太暦』偽文と、『拾遺抄』巻首に載るそれとの具体的な比較に移ろう。次の表は、記念館本のIの各条（a～g）を上段に、それに対応する『拾遺抄』所載の『園太暦』偽文の各条を下段に置いて対照させたものである。

記念館本	『拾遺抄』
a	「觀應元年二月三日……」
b	「七日……」
c	「吉田社司……」
d	「十八日……」
e	「廿一日……」
f	「廿五日……」
g	「廿七日……」
	＊「左兵衛佐卜部兼好……」
	＊「兼好法師、自勢州……」

両者は概ね対応していると言えるが、しかし『拾遺抄』の方には、＊を付したような記念館本には掲載されない二条が含まれており、またこの表からは窺えぬ事であるが、内容がほぼ対応している条においても、その字句には細かい異同が多く見受けられるから、記念館本所載の『園太暦』偽文と『拾遺抄』のそれとでは、若干の相違点も存すると言わねばならない。それでは両者は如何なる関係にあるのかという事が問題になるが、それは後に纏めて考える事として、取り敢えず先に進もう。

IIの『吉野拾遺』は、後醍醐帝の遺臣、隠士松翁と名乗る人物が、吉野朝関係の逸話を蒐集したという説話集で、巻末識語の「正平」の年号からすれば、室町時代初期の成立という事になる。管見に入った写本としては、延宝八年識語本（二巻、神宮文庫蔵）が比較的早い時期のものとしてあり、板本としては、貞享三年本（三巻）、同四年修訂本（四巻）がある他、板木の著しく磨滅した天保十二年後摺本、無刊記後摺本等も多く見かけ、江戸時代を通じて相当読まれた書であった事は確かである。が、その内容・成立年時に疑いが存する事は、夙に黒川道祐の『遠碧軒記』以来、近世考証家の見解一致する所で、屋代弘賢本奥書に拠れば、板本には明らかに宗祇時代以後の説話が混入しているともいう（『群書類従』巻四八五）。

記念館本のIIは、この『吉野拾遺』から、兼好に関する説

話のみが抜書されたもの。内容は、法皇崩御の哀しみから出家落髪し、世の喧騒を避け木曽の御坂辺りに幽棲していた兼好が、「ここも又うき世なりけり」と悟って帰洛、ある時玉津島神社を参詣する途次、『吉野拾遺』の著者隠士松翁の許を尋ね、昔語りに共に袖を濡らしたという件り。刊本では巻二、「兼好法師来談之事」という章題が付された部分である。但し、記念館本のこの抜書は、章末付近の第七丁裏最終行で突然途切れ、次の第八丁表冒頭からは、後に見るⅢ『寂莫草抄』が文章途中から突然始まっているので、第七丁と第八丁の間には明らかに落丁が存した事が分かる。

ところで、このⅡと非常に良く似た体裁の抜書は、先の『園太暦』偽文の場合と同じく、実は『拾遺抄』巻頭の「作者」の項にも所載されている。両者の冒頭部分のみを掲げて対照させてみよう。

記念館本

吉野拾遺（おなじ比。此段の前に、今上御位ニ居させ給し初つかたと有り。今上ハ後村上帝也）

おなじ比、兼好法師が玉津嶋にまうで給へるとて尋おはせしに、いにしへふかくちぎりける中なりければ、いとうれしくて、むかし今のものがたりしけるに、古法皇（古法皇醍醐）の、和哥のみちにふかくおぼし入らせ……

『拾遺抄』

吉野拾遺云（ヲナジ比。此段ノ前ニ、今上御位ニ居サセ給シ初ツカタトアリ。今上ハ後村上帝也）

おなじ比、兼好法師が玉津島にまうで給つるとて尋おはせしに、いにしへ深く契りける中なりければ、いとうれしくて、昔いまの物語しけるに、古法皇（後醍醐）〃〃の、和歌の道に深くおぼし入せ……

先ず「吉野拾遺」という標題を掲げ、以下の抜書が元来は如何なる文脈にあったのかを簡略に説明した割注が付されている点、記念館本と『拾遺抄』は酷似している。但し、文中「古法皇」に付せられた注記が、一方は「古法皇醍醐」、もう一方は「後醍醐」として見せ消ちにされる等、僅かながらの差違は認められると言えよう。

次にⅢの『寂莫草抄』は、中世屈指の古典学者、一条兼良の著した徒然草の注釈として伝来したらしきもの。その成立に関しては、順番が相前後するが、兼良の子孫兼冬が識した跋文、jを先に見ておく方が都合が良い。

右之一巻者、故禅閤之為備後花園院之御慰之一助、雨中之隙々、講兼好所作之寂莫草、其中事之書抄中、為辨其抄壱巻。雖然反古之中乱雑、而不見十一二、拾集之為一小冊。尤亡君之手澤可弄之者也。

天文二十一年二月十五日　藤関白兼冬

今その内容を要約するに、右の一巻は、故一条禅閤兼良が後花園院の為に徒然草を講義した時の覚書の内、その幾つかを拾い集めて一冊としたものである、との文意。実際に兼良にかかる徒然草注釈があったものならば、徒然草注釈史上、間

違いなく最古のものという事になるが、しかしこの書は上の跋文に言われる様な「一冊」という形態の伝本が全く知られず、僅かに上の跋文と二、三の注釈記事が伝えられるのみなのであり、『園太暦』偽文と同じく、何らかの伝承ないしは記録類が、何時しか兼良に付会されたものと見て誤るまいと思う。そしてこの兼良の注釈に注意し、それを引用した事例としては、所見ではやはり『拾遺抄』が最も早い。『拾遺抄』巻頭の「諸抄」の項には上とほぼ同一の跋文が掲載されており、且つ本文の注釈の中には、この伝兼良説が幾つか抜書されている。

その伝兼良説の一つが、iである。先述の如く、記念館本第七丁と第八丁との間には落丁があると考えられる為、iは文章途中から突然に始まる形となっているが、その記事内容から辛うじて、徒然草第一三五段、「むまのきつりやうきつにのおかなかくぼれいりぐれんどう」という謎々の解であるとの判断が付く。今この記事と同様のものを『拾遺抄』巻三、第一三五段の注釈から引用しておけば以下の通りであるが、元々が難解な謎であるから、その解も何やら不可解なものである（猶、傍線箇所が記念館本残存のiに対応する箇所で、字句共に殆ど記念館本と一致する）。

私、後成恩寺兼良公抄云、「馬のきすりやうきつにの尾か中〳〵ふるひ入くれうとうす」と云ことは、いかなる事にか侍らん。此事、世のなべての馬のことわざに云よし。御倉小舎人吉平が記にも侍る。文字につけて是を考みぬからぞ、人もきゝまがひていぶかしがりなん。「馬のきすりやう」は駿と書べし。駿は漢語抄ニ云、「魯堂切音郎馬尾白者名駿尾白者害乗主」云々。されば、「馬の疵はらう」と云を、「ら」と「り」と声ちかければ、「りやう」とは人の云なるべし。狐の尾に似たれば、「きつにのを」と云也べし。中〳〵身ぶるひし、入をくれたる体也。「れうとう」とは、漢語抄、「騏騾」と書。馬の不進貌也。身ふるひして進ぬ体なるべし。かやうの世話の類、昔より多き事也。とかくより処なく、をの〳〵心〳〵より云出たる事也。

因みに言えば、抑もこの記事は、徒然草第一三五段にいう「むまのきつりやうきつにのおかなかくぼれいりぐれんどう」という謎の解ではなく、「馬のきすりやうきつにの尾か中〳〵ふるひ入くれうとうす」という、似て非なる謎の解なのであって、始めから徒然草の謎とは相違しているのである。つまり、縦しんばこれが一条兼良の考説であったとしても、それが徒然草の注釈として書かれた事にはならないのであり、この点からも、『寂莫草抄』の成立には疑念を挿まざるを得ない訳である。

以上で記念館本を構成するⅠ・Ⅱ・Ⅲの紹介を全て終え、且つ、そこに記載されているものとほぼ同内容の記事が、貞享三年初夏成立の『拾遺抄』にも記載されている事を示した。

それでは、記念館本と『拾遺抄』はいかなる関係にあったのであろうか。今の所この問題に明答は出せないでいるが、敢えて憶断を加えておくとするならば、凡そ次のようになろう。

先ず考えられる可能性としては、

『拾遺抄』 → 記念館本

という関係、即ち記念館本は、『拾遺抄』からⅠ・Ⅱ・Ⅲのような記事を抜粋し、それ等を一本に纏めたとする見方がある（ここで「抜粋」という言葉を用いたのは、記念館本のⅠ・Ⅱ・Ⅲに相当する記事は、『拾遺抄』では他の多くの記事と共に混在しており、必ずしも記念館本と同じ順序で並んでいるわけではないからである）。しかしそう考えた場合、Ⅰ『園太暦』偽文の所で見たような内容の相違の問題、つまり、『拾遺抄』では記念館本のa～gの他に更に二つの条が存在していたのに、『拾遺抄』より後に成立した筈の記念館本にはそれ等二つの条が存在しないという事態は、やや不審である。無論、上の関係図は最も単純化したモデルであるから、『拾遺抄』と記念館本の間には、それを中継する幾つかの書承の段階があった事も当然考えられて良く、ある段階でそれら二つの条が抜け落ちてしまったものと考える事も出来ないわけではないが、しかし、かかる性質の文書の場合、書承の過程で条数が増加するという事態こそ起これ、減少するという事態には、やはり不自然の感がある事を歪めない。

そこで注意せねばならぬのは、『拾遺抄』の中に載る『園太暦』偽文・『吉野拾遺』・『寂莫草抄』には、その引用の前後に、実はそれぞれ次のような注記が書き込まれている事である（傍点は筆者。以下同）。

・『園太暦』偽文

是ヨリ奥ニ記スルハ、或人園太記（ママ）ノ抜書トテ所持シタルヲ借用テ記ス。重テ正本ヲ以テ考ヘ合サルベシ。文ノ体、疑ラクハ偽書タルベキカ。（引用直前）

・『吉野拾遺』

此吉野拾遺、或人偽書也ト云リ。後人猶真偽ヲ正スベシ。随レ見シバラク書載ル者也。（頭注）

・『寂莫草抄』

右之一冊之抄、真偽疑アリト云トモ、所々理ニ叶フ事ヲ抜テ載レ之者ナリ。（跋文引用直後）

此説猶疑アリトイヘドモ、見ルニ随テコヽニ記ス。（一三五段注釈中）

即ち『拾遺抄』の著者黒川由純は、明らかにこれらの記事の真偽を疑いつつも、「見ルニ随テ」、「シバラク」書き写しているのである。とすれば『拾遺抄』と記念館本との関係も、先とは又別の可能性、即ち彼が『拾遺抄』を執筆していた貞享三年頃、既に記念館本のような形態のものが巷間に出回って

いて、それを己の注釈書の中に真偽を疑いつつも随時取り込んだという可能性も考えてみなければならなくなるであろう。但し、『拾遺抄』が直接依処したものが記念館本そのものではなかった事は、Ⅰに見た『園太暦』偽文の条数の相違によっても確認する事ができ、加えて記念館本が又、他本を短時間で一気に丸写ししたものであろう事は、その全体的な誤字・脱字の多さからも容易に推測される所であるから、次の関係図のように考えておくのが妥当な所ではなかろうか。

即ち、現存する記念館本とほぼ同内容の祖本X（原・記念館本）のようなものがあり、それが一方では『拾遺抄』に取り込まれ、また一方では記念館本として書写されたのではないかという見方である。勿論、この図式も先と同じく、祖本Xから『拾遺抄』、或は祖本Xから記念館本に至る迄の間には、それぞれに幾つかの中継段階があったものと考えて良いから、『拾遺抄』と記念館本との間における上に見たような『園太暦』偽文の条数の相違は、そういった別々の書承の過程で生じたもの、具体的には、『拾遺抄』が直接参看した一本に収められた『園太暦』偽文は、ある段階で原文に更なる二条が付加された系統のそれであったと考える事も出来るわけである。

『拾遺抄』と記念館本の関係については、上に示した仮定を埋める新資料の出現に待たねばならぬ部分が多いが、ともあれ以上の検証によって、記念館本に記載される内容が、少なくとも『拾遺抄』成立の貞享三年初夏迄に、この世に存在していたものであった事だけは確認された。これを換言すれば、芭蕉が記念館本の如き一本を書写したとするならば、その時期は、可能性として貞享三年夏迄は遡り得るという事である。そしてこれは、前掲拙稿「兼好伝と芭蕉」において、芭蕉は貞享五年三月の兼好塚来訪からそう遠くない時期に、この偽文の存在を知ったのであろうとした筆者の推断とも微妙に関わって来るが、今はこれ以上踏み込まず、芭蕉がその死没迄にかかる形態の本を書写するに十分な時間が用意された事、その事のみを確認しておくに留めよう。

それでは次に、芭蕉が実際にかかる一本を所持していた可能性を、今度は彼の門人、各務支考に証言して貰おうと思う。

三　支考の証言

近世前期において、『園太暦』偽文を中心とした新しい兼好伝の伝播に最も貢献した人物の一人が、この支考であった。兼好及び徒然草に対する彼の敬愛の念がいかに大なるものであったかは、『徒然（つれづれ）の讃』（九巻九冊、宝永八年刊）なる大部

の徒然草評論書を述作・刊行している事からも凡そ推察する事が出来ようが、彼はこの『徒然の讃』について、『本朝文鑑』（享保三年刊）の中で次のように語っている。

黄山東華房（＝支考）ありて、藤関白の為弁抄を伝へ、武陵翁の師説をまじへて、つれ〴〵の讃九巻をつくれり。（巻八、「讃二徒然讃一」）

即ち『徒然の讃』は、「藤関白の為弁抄」なる書と、「武陵翁の師説」（芭蕉の考説）を勘案しつつ述作したものであると。つまり支考は、これら二つの点を以て自著のセールスポイントとしているのであったが、しかしながら先ず後者に関して言えば、実際にその注釈の内容を見る限り、明確に芭蕉の説として掲載される考説は一つもない。但し、元禄七年二月の年記が識された『徒然の讃』自序には、「一とせ、武江の芭蕉庵にありて、先師と此つれ〴〵を論ずるに」云々とあり、また支考が元禄四年の芭蕉の江戸下向に同道し、暫くの間この地で芭蕉の薪水の労を援けていた事は確かなようであるから（堀切実『支考年譜考証』）、彼らが徒然草を論じ合う機会を持ったという事は十二分に考えられる事態ではある。従ってそのような折に発せられた芭蕉の見解が、この注釈書の中に反映されているという事も強ち否定すべきではないが、如何せん、それらは見事に支考流の弁舌の中に消化された形となっている。それでは、支考が己の注釈書のもう一つのセールスポイントとして掲げている「藤関白の為弁抄」なる書に関してはどうであろうか。

支考のいう『為弁抄』とは、『徒然の讃』巻首の「別録」に摘録されている、徒然草第一〇〇段、第一〇八段、第一三五段、第二三三段の注釈記事が載せられた書物を指しているが、『為弁抄』が記念館本『園太暦』のⅢに抜書されていた、一条兼良の『寂莫草抄』と同一のものであろう事は、支考がそれ等の注釈記事の最後に、

右は故禅閤より後花園ノ院に奉り給へる為弁抄の趣なるよし、関白兼冬公の奥書あり。

と一言している事からも疑いない。支考がこれを『為弁抄』と呼んでいるのは、『寂莫草抄』跋文（記念館本jに相当）に、「其中事之書抄中、為弁其抄一巻」なる一節がある事に拠った命名でもあろう。

彼はまたこの『為弁抄』について、「藤関白の為弁抄は我家の秘書なれば、しらぬ人も世にあるべし」（『徒然の讃』自序）と言い、更にこれと『園太暦』偽文とを併せて、「為弁・園太の趣みざらんには、すべて抄者の推量といふべし」（前掲「讃徒然讃」）と、これら二書が徒然草を注解するに当たって殊更に重要な資料であるかのように勿体を付けて宣伝するのであったが、しかしそれも先の芭蕉説同様、彼の注釈の中で特に旧説を覆すような場所で引用されている訳でもなく、一種の誇大広告といった感を歪める事は出来ない。そのような印象は既に当時からあって、支考と一連の論陣を張った名古屋

の越智越人は、『俳諧不猫蛇』（享保十年成）の中で支考を指弾し、

・つれ〴〵草兼良公の伝と訶り、其外いろ〳〵の偽書をつくり、己が言に口伝、秘事と銭を貪る。

・つれ〴〵草の秘事、一条殿の抄、百人一首の冷泉家の伝等、芭蕉より伝授抔と申由、跡かたなき事也。

と、支考が様々な偽書を拵え、それを芭蕉相伝と吹聴して門人から金銭を貪り集めていると中傷している。ここで越人が掲げている「つれ〴〵草兼良公の伝」、或いは「一条殿の抄」が『寂莫草抄』（『為弁抄』）を指している事は間違いなく、また越人はその他の口伝類も全て支考の偽作であるかのように言っている訳であるが、しかし例えば『寂莫草抄』が、早く貞享三年以前に世上に流布するものであった事は前節に見た通りであったから、ここには支考にとってみれば甚だ迷惑な、越人の誤解も含まれていると見なければならない。すれば、支考が『寂莫草抄』その他の口伝類を芭蕉から伝授されたという事も、越人が中傷する如くに全てが「跡かたなき事」、事実無根であったとは言えなくなるのではないか。

四　記念館本と『徒然の讃』

『徒然の讃』「別録」には、この『為弁抄』の他、当時巷間に流布していた兼好伝資料が様々な文献から抜書されているが、その掲載順序・内容を具に見て行くと、記念館本『蘭太暦』と一致する点が次第に浮き彫りになって来る。先ずは記念館本と『徒然の讃』「別録」との関係を極く大雑把に把握してみると、次の様になる（＊は記念館本に対応する記事が無い事を表す）。

記念館本		『徒然の讃』
Ⅰ『園太暦』偽文	―	A『園太暦』偽文
Ⅱ『吉野拾遺』	―	B『吉野拾遺』
	＊	C『和歌難波津』
	＊	D『正徹物語』
	＊	E『落書露顕』
	＊	F『草庵集』
	＊	G『崑玉集』
Ⅲ『寂莫草抄』	―	H『為弁抄』

表を一覧するに、上段Ⅰと下段Aの『園太暦』偽文、同様に次のⅡとBの『吉野拾遺』という具合に、先頭二書の掲載順番が対応している事が先ず解るが、末尾のⅢ『寂莫草抄』とH『為弁抄』も実は同一のものであったから、ここで、『徒然の讃』の資料掲載順序が記念館本のそれに大略則っている事が看取できる。やや問題を残すのは『徒然の讃』C〜Gで、

これらは記念館本Ⅱ～Ⅲの間に対応する記事を見出せない。しかし、記念館本Ⅱ～Ⅲの間に落丁が認められた事は先述の通りであって、この部分には元来、『徒然の讃』のC～Gに相当する様な内容が存在していたという事も考えられないわけではない。或いは後述する様に、例えばAの『園太暦』偽文一つを取ってみても、支考は明らかに記念館本以外の書を以て校合している事が知られるゆえ、このC～Gも、支考が後に追補したものと考えても一向に構わぬ所であろう。

以上は構成順序からの大まかな比較であったが、次にその内容を少しく詳細に見てゆく事によって、両者が深い関係を有する事を立証してみよう。

初めに記念館本Ⅰと『徒然の讃』Aに見られる、『園太暦』偽文の対応。『園太暦』偽文が、その原型となる一条の成立後、次第に新たな条々が付加される形で流布して行ったものである事は先述の通りであるが、『徒然の讃』所載のそれは、『園太暦』偽文諸本の中でも概ね宝永期以後に見られる全二十五箇条の形態のもので、対するに記念館本所載のそれは、それが二十五箇条に増補される以前の、全七箇条という一段階古い形態のものである。よって両者の内容は完全に同一とは言い難いのであるが、支考が全二十五箇条という新しい形態の『園太暦』偽文と共に、記念館本系統のそれをも参看して校合していた可能性は、例えば観応元年二月二十一日の条（記念館本のeに相当）に顕著である。そこには、兼好没後、門人の命松丸が兼好生前の詠草数首を二条良基へ呈上したという内容が記されているのであるが、その内の一首に、

ありとだに人にしられで身のほどや
　　みそかにちかきあり明（明ぼのイニ）の月

というものがある。支考が第五句目の「あり明の月」の傍に小さく「明ぼのイニ」と記しているのは、この箇所を「ありの月」ではなく「明ぼのゝ月」とする異本があった事を示している。彼は『笈日記』（元禄八年刊）の中でもこの歌を引用しているが、第五句目はやはり「有明の月」となっていて、「明ぼのゝ月」ではない。然らば支考は一体何処で、第五句目が「明ぼのゝ月」となっているものを参照して斯様に注記したのか。

この歌が『園太暦』偽文を媒体として流布した伝兼好歌であり、従ってその句形が甚だ不安定である事については既に前掲拙稿（「兼好伝と芭蕉」）に述べた通りである。今、『徒然の讃』が成立した宝永八年以前の文献からこの歌を索め、それを句形によって分類して掲出すれば、以下の如くになる（但し、各句形の異同が明確になる様、表記を私に全て仮名に改めた）。

（1）ありとだにひとにしられぬみのほどや
　　みそかにちかきあかつきのつき
　　（岡谷文庫本・筑波大学本『徒然草拾遺抄』）

（2）ありとだにひとにしられぬみのほどや
　　みそかにちかきあけがたのつき
　　（元禄八年刊『芭蕉翁行状記』）
（3）ありとだにひとにしられですむつきの
　　みそかにちかきありあけのそら
　　（元禄八年刊『翁艸』）
（4）ありとだにひとにしられぬみのほどや
　　みそかにちかきあけぼのゝそら
　　（宝永二年刊『歌道岸の姫松』、宝永七年写『徒然草三事口伝』）
（5）ありとだにひとにしられぬみのほどや
　　みそかにちかきあけぼのゝつき
　　（書陵部本『徒然草拾遺抄』、元禄四年迄成『遠碧軒記』、元禄七年成・正徳二年刊『種生伝』、宝永三年刊『兼好諸国物語』）
（6）ありとだにひとにしられでみのほどや
　　みそかにちかきあけぼのゝつき
　　（元禄十五年成『三冊子』）

傍線を付した箇所が、『徒然の讃』及び『笈日記』で支考が採用している句形との異同である。彼が校合に参照したものは、この内、第五句目が「あけぼのゝつき」となっているものでなければならない。（1）から（4）迄は、第五句目が「あけぼのゝつき」ではないから、抑も支考が参看した事には成り得ない。（5）は、所見では『徒然の讃』以前、以後通じて最も流布した句形であって、第五句目が「あけぼのゝつき」となっている点は良いのであるが、しかし第二句目にも異同が出てしまう事になるので、これも除外出来る。残るは（6）の『三冊子』所載の句形である。これは第五句目が「あけぼのゝつき」であり、且つそれ以外には全く異同がなく、『徒然の讃』の支考の注記と完全に適合している。そして記念館本に所載されるこの歌の句形こそが、正しく（6）と同一のものなのである。即ちここに、支考が記念館本系統の『園太暦』偽文を参看していた可能性が先ず一つ浮上する事になろう。しかし、勿論これだけでは支考が記念館本を見たという事にはなり得ず、他に確証を求めなければならぬ事は言う迄もない。

次に、記念館本Ⅱと『徒然の讃』Bとに見られる、『吉野拾遺』抜書の対応。例によってその冒頭部のみを掲げるが、記念館本の同箇所は先に示したゆえ省略し、『徒然の讃』所載のもののみを出す。

吉野拾遺　此段の前に、今上御位に居させ給ひし初つかたとあり。今上は後村上帝也

おなじ比、兼好法師が玉津島にまうで給へるとて尋ねおはせしに、いにしへ深くちぎりける中なりければ、いとうれしくて、むかしいまの物がたりしけるに、古法皇醍醐帝也の和歌のみちに深くおぼしいらせ、……

先ず「吉野拾遺」と標題が掲げられ、その下に割注がある点、記念館本とほぼ等しい事が注目される。しかしこれだけであれば、同様の体裁で『吉野拾遺』を抜書していた『徒然草拾遺抄』からの直接の引用という場合も考えられなくはないが、問題は本文中の「古法皇」に附された傍注である。記念館本と『徒然の讃』は、「古法皇」にそれぞれ「古法皇醍醐」或いは「醍醐帝也」等と注記しているが、『拾遺抄』は、これを「後醍醐」と注記していた。『吉野拾遺』のこの箇所は、「古法皇」の崩御によって兼好が遂に出家を決心したという文脈であって、『拾遺抄』の注記の如く、「古法皇」が南北朝時代の「後醍醐」であるならば一応、話は通じるのであるが、それが記念館本や『徒然の讃』の注記の如く、平安時代の「醍醐」であっては、全く意味を為さないのである。勿論これは誤写によって生じた誤注であろうが、『徒然の讃』は、この単純な誤注が一致しているという点において、記念館本、或は少なくともその系統の本文を参照している事は疑いないのである。

最後に、記念館本Ⅲと『徒然の讃』Hに見られる、『寂莫草抄』(『為弁抄』)の対応。『徒然の讃』Hには、

(1)「久我ノ相国の段」(第一〇〇段)
(2)「寸陰おしむの段」(第一〇八段)
(3)「資季大納言の段」(第一三五段)
(4)「万のとがあらじの段」(第二三三段)

という各章段の注釈記事が掲げられているが、惜しむらくは記念館本の落丁であって、このうち記念館本『薗太暦』と重なるものは、「むまのきつりやう」云々という謎々の解が示された(3)の記事の後半部のみである。記念館本において脱落しているこの記事の前半部については、先に『拾遺抄』との関係の所で紹介済みであるゆえ、ここでは『徒然の讃』を基として、後半部の一致箇所のみを示しておく。

(前半部略)中〳〵身ぶるひし、入をくれたる躰也。「れう」とは、漢語抄ニ、「騏驥」と書て馬ノ不進只也。身ぶるひしてすゝまざる躰なるべし。かやうの世語(ママ)のたぐひ、むかしよりおほき事也。とかくより所なく、をの〳〵心〳〵よりいひ出したる事也。

記念館本には『徒然の讃』(1)、(2)、そして(3)の前半部までの記事が存在しないが、これらは例の落丁箇所に相当する所ゆえ、本来はその様な記事が存在していたという可能性も一応は考えられる事は先述の通りである。しかし(3)後半部の記事が残存していながら、当然残って然るべき(4)の記事までが存在していない所を見ると、記念館本には固より(1)、(2)、(4)等の記事は存在していなかったのではないかとも思われる(例えば『拾遺抄』にも(1)、(2)、(4)は存在しない)。恐らく支考は先述の『園太暦』偽文と同様、記念館本のごとき一本を参照しつつも、他本を以てこれらの記事を追補したものであろう。

五　結語

ここで再び、越人の言葉を思い出してみる。彼に拠れば、支考が芭蕉から「一条殿の抄」等を伝授されたと公言しているのは「跡かたなき事」、事実無根であるという。しかし今、その「一条殿の抄」が記念館本に認められる時、そして『徒然の讃』所載の『園太暦』偽文、『吉野拾遺』などが、上述の通り記念館本と何らかの関係を有した可能性がある事が判明する時、我々は越人の誹謗をそのまま了承する訳には行かないのである。支考の言論における、句作における兼好への敬愛の念の大きさは、恐らく芭蕉も認める所であったであろう。実際には「伝授」等という大仰なものではなくとも、例えば芭蕉が、支考と徒然草を論じたというその折にでも、支考の需めに応じて己の所持する兼好伝の写本を書写させてやる機会くらいはあったかも知れない。そのような折、支考が参看する事の出来た芭蕉所持本こそが、記念館本『蘭太暦』の如き一書であったという可能性は大いに有り得るのではないか。

それかあらぬか、支考が『蘭太暦』一巻を大切に所持していた事は、彼の元禄十四年の北陸行脚を記念した、歌十編『桜山伏』(同年刊)に寄せられた谷木因の序に明らかである(野田千平氏御教示)。そこには、支考がこの行脚の折に背負った笈中の品々として、次の如きものが数え上げられている。

笈之目録

一　寧一山達磨画賛
一　蘭太暦　一巻
一　五老井所造石印
一　先師遺誡五器一具
一　餞別哥仙　三巻
一　美濃虎渓茶　一帖
一　月雪花郭公

目録中「先師遺誡五器一具」とは、元禄五年、支考が奥州行脚に旅立たんとする時に芭蕉が贈った餞別吟、「此こゝろ推せよ花に五器一具」(『葛の松原』)を指す。それらと共に、支考が俳諧行脚に肌身離さず携行したこの『蘭太暦』一巻が、芭蕉と何らかの由縁を有した一本であったと考える事は、上に見た様々な事情を勘案してみる時、強ち的外れの想像とは言えぬであろう。

繰り返しになるが、筆者は、支考が「藤関白の為弁抄を伝へ、武陵翁の師説をまじへ」て『徒然の讃』を述作したと言い、また『園太暦』偽文や『寂莫草抄』を「我家の秘書」(この場合の「我家」とは、「芭蕉門流」と同義である)等と言っているのは、必ずしも「跡かたなき事」ではなかったのではないかと思う。翻ってまた、芭蕉が記念館本の如き一本を書

写・所持した可能性も、十分にあると結論するのである。

＊　＊　＊

猶、記念館本が後世、例えば『徒然の讃』を参考として、筆跡を芭蕉に似せ偽作されたものであったのではないかという疑問が起こる事も予想されるゆえ、念の為ここに付言しておく。結論から先に言えば、その様な可能性は甚だ稀薄である。それには様々な理由があるが、最も根本的な問題を一つだけ掲げておくならば、本書のように、改装前の紙縒綴じの穴を残し、誤字・脱字・衍字・訂正があり、落丁があり、しかも芭蕉の識語・署名さえも無いものが、抑も書写者を芭蕉に仮託する目的で拵えた偽物と言えるのかどうかという事である。それが芭蕉の作品や書簡ならば話は格別であるが、ここに記された内容は、当時巷間に流布していた兼好伝記事の写しである。外面上、筆跡以外に芭蕉に結び付く徴証を全く見出せず、またその内容にも一見、芭蕉との直接的な関係を予想する事の出来ない本書からは、その様な芭蕉に仮託する偽作の意図を見出すのは大変困難なのである。それ故にこそ、『芭蕉全図譜』編纂の折にも見事に見落とされ、真贋の篩にさえも懸けられなかったのであるから。

付記　本稿は、文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。